

北海道後志総合振興局告示第 1046 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 5 年 4 月 7 日

北海道後志総合振興局長 天沼 宇雄

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

乗用自動車の賃貸借 1 台一式（1 月当たりの単価）

(2) 契約の目的の仕様等

仕様書による

(3) 契約期間

令和 5 年 7 月 3 日から令和 10 年 6 月 30 日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額または削減があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所

北海道後志総合振興局（後志合同庁舎公用車駐車場）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和 5 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 道内に本店を有し、かつ、北海道後志総合振興局管内に本店、支店又は営業所を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の（4）から（6）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和 5 年 4 月 7 日（金）から令和 5 年 4 月 24 日（月）までの土日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

〒044-8588 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目

北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光戦略室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光戦略室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 後志合同庁舎 3 階 1 号会議室 (虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目)

(送付による場合は、〒044-8588 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光戦略室)

(2) 入札日時 令和 5 年 5 月 12 日 (金) 午前 11 時

(送付による場合は、同月 10 日 (水) 午後 5 時までに必着)

(3) 開札場所 (1) に同じ

(4) 開札日時 (2) に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなる恐れがあると認めるときは、入札保証金またはこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなる恐れがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認める。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則 (昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。) 第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格 (1 月当たりの賃借料) の制限の範囲内で最低の価格 (単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に

掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光戦略室

イ 所在地 〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

ウ 電話番号 0136-23-1365

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にはない限り、再度入札に参加することができない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。